令和3年6月17日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会総会(令和3年第6回)議事録

- 1. 開催日時 令和3年6月17日(木曜日)午後2時
- 2. 開催場所 本荘由利広域行政センター 「学習ホール」
- 3. 出席委員(21名)

1番 齋 藤 13番 佐々木 知 榮 誠 14番 加藤三敏 2番 畑 山 留美子 3番 佐 藤 喜 勝 15番 石 井 勲 4番 岡 部 五一郎 16番 冨 樫 公 一 6番 小 野 晃 一 17番 伊藤直子 7番 大瀧浪雄 18番 菅 原 文 克 8番 小 松 健 19番 佐藤秀孝 9番 小 松 幸 夫 21番 庄 司 和 夫 10番 佐藤順 22番 伊藤 岡山 11番 佐 藤 崇 24番 佐藤 系悦 12番 佐々木 純 一

- 4. 欠席した委員(3名)
 - 5番 佐々木 亨
 - 20番 佐藤源樹
 - 23番 吉 尾 麻 美
- 5. 議事日程第1号 令和3年6月17日 午後2時 開会
 - 第1. 議事録署名委員指名
 - 第2. 会議書記任命
 - 第3. 会期決定
 - 第4. 会務報告
 - 第5.報告第3号 一番堰まちづくりプロジェクトに伴う地区計画策定に係る意見に関する専決処分について
 - 第6. 議案第37号 由利本荘市農業委員会農地改良届取扱要領(案)の制定について
 - 第7. 議案第38号 農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件
 - 第8. 議案第39号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件
 - 第9. 議案第40号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件
 - 第10. 議案第41号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設 定の件
 - 第11. 議案第42号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う貸借権設定の 件
 - 第12. 議案第43号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の 件
 - 第13. 議案第44号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨(非農地)の判断について
 - 第14. 議案第45号 空き家に付随した農地の指定について
 - 第15. 議案第46号 「農業委員会事務の実施状況等の公表について」にかかる令和2年度 の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和3年 度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

- 6. 本日の会議に付した事件 議事日程第1号のとおり
- 7. 出席した事務局職員

事務局長 高 橋 孝 紀 次 長 小 松 幸 月 二見真之 農政班長 農地班長 小 松 和 則 主 杳 釜台勇樹 主 任 佐々木 智 慧 主査(矢島庶務班) 石 垣 あゆみ 主任(岩城庶務班) 佐 賀 歩 主事(由利庶務班) 阿部健大 主任(大内庶務班) 松永 希 主事(東由利庶務班) 遠藤大騎 主任(西目庶務班) 佐藤 慎

主任(鳥海庶務班) 櫻井浩規

8. 総会議長

佐藤系悦

9. 議事録署名委員

4番 岡 部 五一郎 6番 小 野 晃 一

10. 会議の概要

○議長

これより、令和3年6月3日公示招集されました、令和3年第6回総会を開会いたします。 ただいまの出席委員は、委員総数24名中21名であります。

5番佐々木亨委員、20番佐藤源樹委員、23番吉尾麻美委員より欠席の届出があります。 出席委員は、過半数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

また、本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の提出案件は、報告第3号および議案第37号から議案第46号までの計11件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、4番岡部五一郎委員、6番小野晃一委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、「会務報告」を事務局より報告いたします。

○事務局

(事務局長による会務報告)

○議長

日程第5、報告第3号「一番堰まちづくりプロジェクトに伴う地区計画策定に係る意見に関する専決処分」について、事務局より説明を求めます。

○事務局

(市建設部都市計画課から文書回答を求められた「一番堰まちづくりプロジェクトに伴う地区計画策定に係る意見聴取」について、別紙内容の通り会長と協議し、会長による専決処分がされたことについて報告する。)

○議長

本件は報告事項でありますので、以上をもって報告第3号を終わります。

○議長

日程第6、議案第37号「由利本荘市農業委員会農地改良届取扱要領(案)の制定について」 を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(由利本荘市農業委員会農地改良届取扱要領(案)の制定について、別紙取扱要領(案)の 内容を農地委員会で協議し、総会で諮ることを説明。)

○議長

議案第37号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第37号は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。 【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第38号「農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件」を議題とし、 事務局より説明を求めます。

○事務局(東由利、西目)

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、申請事由は経営移譲に伴う再設定であり、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第38号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第38号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第39号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局(大内)

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、申請事由は譲渡人の要望によるものであり、贈与税についても説明済みであること、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第39号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第39号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第40号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とし、 事務局より説明を求めます。

○事務局(矢島、由利、大内、東由利)

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、内容は賃借権、使用貸借権の新規及び再設定であり、期間は1年から10年、計画の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第40号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第40号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第41号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局(本荘)

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、 資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断 できる事、また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総 会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第41号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調查員、4番岡部五一郎委員。

○4番·岡部五一郎委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への 支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第41号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第41号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第41号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第42号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権 設定の件」を議題とし、はじめに1番について事務局より説明を求めます。

○事務局(本荘)

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、 資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断 できる事、また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総 会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

1番の説明が終わりました。

次に、2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局(本荘)

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、 資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断 できる事、また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総 会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

2番の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調查員、4番岡部五一郎委員。

○4番·岡部五一郎委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への 支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、3番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局(西目)

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、 資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断 できる事、また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総 会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

3番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願い いたします。

調查員、1番齋藤誠委員。

○1番·齋藤誠委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への 支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

議案第42号の説明が終わりました。

ただいまの議案第42号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第42号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第42号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第12、議案第43号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権 移転の件」を議題とし、はじめに1番について事務局より説明を求めます。

○事務局(本荘)

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、 資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断 できる事、また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総 会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

1番の説明が終わりました。

次に、2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局(本荘)

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、 資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断 できる事、また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総 会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

2番の説明が終わりました。

次に、3番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局(本荘)

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、 資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断 できる事、また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総 会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

3番の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調查員、4番岡部五一郎委員。

○4番·岡部五一郎委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への 支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、4番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局(由利)

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、 資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断 できる事、また、この案件については、第2種農地のため、秋田県農業会議の意見聴取の対象 となることから、本総会で許可することに決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許 可相当の答申があり次第許可することになる旨を説明する。)

○議長

4番の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、21番庄司和夫委員。

○21番·庄司和夫委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への 支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、5番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局(西目)

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、 資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断 できる事、また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総 会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

5番の説明が終わりました。

なお、5番の現地調査につきましては、令和3年第3回総会議案第21号「由利本荘農業振 興地域整備計画の変更案について」の審議の際に、すでに報告を受けておりますので、省略し ます。

ただいまの議案第43号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第43号1番から3番及び5番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であり、4番は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

はじめに1番から3番及び5番についてお諮り致します。

議案第43号1番から3番及び5番は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号1番から3番及び5番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

次に、4番についてお諮りいたします。

議案第43号4番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号4番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問の上、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第第13、議案第44号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨(非農地)の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局(岩城)

(議案書に基づき朗読し、申請地は20年以上耕作しておらず、現在は山林化しているため、 農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当し ないものと思われる旨説明する。)

○議長

議案第44号の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、3番佐藤喜勝委員。

○3番·佐藤喜勝委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況から、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断できることから、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第44号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第44号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

日程第14、議案第45号「空き家に付随した農地の指定について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局(岩城)

(議案書に基づき朗読し、申請事由、申請位置、農地の状況などから、「由利本荘市空き家に付随した農地の別段面積取扱基準」に基づく指定の要件を満たしていると判断、また、本総会で指定の承認を受けた場合は、総会翌日付けで公示となり、指定された農地と空き家を一括で求めようとする方が現れた場合は、別途、農地法3条の規定に基づく所有権移転申請をしていただく事となる旨を説明する。)

○議長

議案第45号の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調查員、3番佐藤喜勝委員。

○3番·佐藤喜勝委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況から、「由利本荘市空き家に付随した農地の別段面積取扱基準」に基づく指定の要件を満たしていると判断できることから、空き家に付随した農地に指定できると確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第45号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第45号は、原案が適当と認め、原案のとおり承認することに、ご 異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、原案が適当と認め、原案のとおり決定いたしました。

○議長

日程第15、議案第46号「『農業委員会事務の実施状況等の公表について』にかかる令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(総会資料の令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について説明)

○議長

議案第46号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。お諮りいたします。議案第46号は、原案が適当と 認め、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は、原案が適当と認め、原案のとおり決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。これをもちまして、本日 の会議を閉会いたします。

(午後3時12分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総会議長佐藤系悦

議事録署名委員 岡部 五一郎

議事録署名委員 小野晃一